

ご存じですか？

ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度

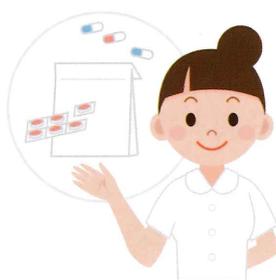


ウイルス性肝炎は、専門医による治療・検査を続けることが大切です。その費用を補助する制度をご紹介します。

抗ウイルス治療むけ 肝炎医療費の助成

対象となる治療は、インターフェロン、核酸アナログ製剤、C型肝炎経口新薬です。

申請には、都道府県が指定した肝臓専門医療機関の診断書が必要です。ウイルスの種類により利用できる薬もことなりますので、ご希望の方は肝臓専門医療機関でご相談ください。



NEW! 対象薬が拡大

新しい薬の「ヴィキラックス」「ハーボニー」なども助成の対象になりました。

埼玉県の肝炎治療医療費助成制度
埼玉県 保健医療部 疾病対策課 がん・疾病対策担当 ☎048-830-3598

助成を受けたときの 自己負担額 (埼玉県の場合)

世帯の住民税合計額	自己負担
所得割 23.5万円未満	月1万円
所得割 23.5万円以上	月2万円

NEW!

上記以外の方むけ 定期検査費用の助成



抗ウイルス治療の助成を受けていない方には年2回まで定期検査費用が助成されます(所得制限あり)。対象は、血液検査、超音波検査(肝硬変・肝がんの方はCT・MRI)などで、県が

指定する医師によって受けたものです。お問い合わせ・申請は保健所まで。

埼玉県のウイルス性肝炎重症予防推進事業(定期検査費用助成)
埼玉県 保健医療部 疾病対策課 がん・疾病対策担当 ☎048-830-3598

助成を受けたときの 検査費用

世帯の住民税合計額	自己負担
非課税世帯	なし
所得割 23.5万円未満 (※)	慢性肝炎の方 1回3千円 肝硬変の方 肝がんの方 1回6千円

NEW! (※)3月末に国の予算が成立し、平成28年4月から対象者が拡大されました。医療機関等の体制が整うまでは、左記の担当課までご相談ください。

NEW!

ご存じですか、対象者が拡大されたこと…

肝硬変の方への支援制度

重度の肝硬変の方には生活をささえる制度ができました。

最近、それぞれの制度で、重症度を判断するための基準が見直され、緩和されています。ぜひ、ご活用ください。(※)



(※)障害年金の基準は平成26年6月1日に改正されました。

身体障害者手帳の基準は平成28年4月1日から改正されました。

障害年金

国民年金・厚生年金（共済年金も）では「肝疾患による障害」の程度に応じた年金が支給されます。医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士など専門家にご相談ください（申請先は年金機構の年金事務所）。

身体障害者手帳

「肝機能障害」の程度に応じた介護や医療費・交通費助成など、自治体からのサービスが受けられます。医療機関の相談窓口やお住まいの市町村の福祉事務所・障害福祉担当窓口にご相談ください。

もう利用されましたか？

B型肝炎「給付金」



弁護団・原告団と国の「基本合意」にもとづき、過去の集団予防接種でB型肝炎に感染した方への補償制度（「給付金」）ができました。全国で2万人以上が給付金を受けとっています。

母子感染と思っている方も、対象になることがあります。他の法律事務所のことわられた方も、あきらめる前に弁護団にご相談ください。

(発行者・お問い合わせ先)

全国 B型肝炎訴訟 埼玉弁護団

(事務局) 事務局長 高木太郎(埼玉弁護士会)

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-12-1
東和ビル 4階 埼玉総合法律事務所内

☎048-862-0377

(相談無料。お気軽にどうぞ)

<http://bkan-tokyo.com>

B型肝炎 埼玉弁護団

で検索

B型肝炎訴訟の2つの目的

- ①集団予防接種でB型肝炎ウイルスに感染させられた被害者のすみやかな個別救済、
- ②すべてのウイルス性肝炎患者が安心して医療を受けられる体制の整備

この2つの目的のため、患者さん、そして、行政や医療関係者のみなさんと一緒に活動しています。